

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（国税15）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ（拡充）（平成28年度末まで） ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設（繰越期間最大3年）（平成29年度末まで） ③ 高水準型上乗せ措置の延長（平成27年度末まで） ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ（平成28年度末まで）
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置（増加型・高水準型）の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ（2年間の時限措置）
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ（平成28年度末まで） ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設（繰越期間最大3年）（平成29年度末まで） ○高水準型上乗せ措置の延長（平成27年度末まで） ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ（平成28年度末まで）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額（平成23年度：17.4兆円）の約7割（同：12.3兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>																																	
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） <上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）を活用する企業> 平成21年度 1,544／事業年度（1,019／事業年度） 平成22年度 1,868／事業年度（1,284／事業年度） 平成23年度 1,993／事業年度（1,311／事業年度） （出典：平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p> <p><増加型（上乗せ措置の内数）> 平成23年度 1,8661／事業年度（1,228／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p><高水準型（上乗せ措置の内数）> 平成23年度 127／事業年度（83／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>○将来推計（平成26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置 1,360／事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325／事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127／事業年度 ・中小企業の控除率の引上げ 5,290／事業年度 <p>（平成25年度経済産業省企業アンケート調査結果による試算）</p> <p>○利用業種 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）】</p> <table border="1" data-bbox="651 1467 1332 1982"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>1,993</td> <td>1,311</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>144</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>261</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>36</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>110</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>137</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>124</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>87</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>52</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>374</td> <td>271</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,993	1,311	食料品	144	97	化学	261	135	窯業等	36	17	金属	110	82	機械	137	82	産業用電気機械	124	93	輸送用機械	87	30	理化学機械	52	39	その他製造業	374	271
	適用企業数	うち中小企業数																																		
総計	1,993	1,311																																		
食料品	144	97																																		
化学	261	135																																		
窯業等	36	17																																		
金属	110	82																																		
機械	137	82																																		
産業用電気機械	124	93																																		
輸送用機械	87	30																																		
理化学機械	52	39																																		
その他製造業	374	271																																		

卸売業	248	187
サービス業	242	183
その他	178	95

【うち増加型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,866	1,228
食料品	143	96
化学	234	127
窯業等	36	17
金属	108	80
機械	131	79
産業用電気機械	116	88
輸送用機械	83	29
理化学機械	46	34
その他製造業	359	261
卸売業	239	181
サービス業	205	153
その他	166	83

【うち高水準型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	127	83
食料品	1	1
化学	27	8
窯業等	0	0
金属	2	2
機械	6	3
産業用電気機械	8	5
輸送用機械	4	1
理化学機械	6	5
その他製造業	15	10
卸売業	9	6
サービス業	37	30
その他	12	12

(出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

② 減収額

○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))
 <上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業>
 平成21年度 133億円(6億円)

平成 22 年度 224 億円（10 億円）
 平成 23 年度 232 億円（12 億円）
 （出典：平成 21 年度及び 22 年度は国税庁「会社標本調査」、平成 23 年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」）

<増加型（上乗せ措置の内数）>
 平成 23 年度 116 億円（11 億円）
 （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）

<高水準型（上乗せ措置の内数）>
 平成 23 年度 116 億円（1 億円）
 （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）

○将来推計
 平成 26 年度 ▲544 億円
 （平成 25 年度経済産業省企業アンケート調査結果による試算）

③ 効果・達成
 目標の実
 現状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年～平成 22 年）
 我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

○主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：%）

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16

*2010 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 カ国
 （出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」）

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準（第 1 位）に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年～平成 22 年）

我が国は、2008 年をピークに民間の研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対 GDP 比率の目標

官民合わせた目標（4%以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対 GDP 民間研究開発投資比率（単位：％）

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」）

また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。

なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。

○日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）

2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

○第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

≪租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響≫

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乘せ措置の控除率の引上げ 増加型上乘せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乘せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乘せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度（目標年度の翌年度）までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件（対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること）を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乘せ措置の延長 高水準型上乘せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（544億円分）が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果：4,947億円、②雇用創出効果：約6万人、③税収効果：約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.5%、主要国中トップ）。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない（1.2%、主要国中最低）。</p>

			<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乘せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月